

# 福岡県公報

平成二十三年六月八日  
第三千二百六十四号  
増刊 ①

## 目次

再掲

○公益的法人等への福岡県職員への派遣等に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課) …………… 一

## 再掲

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

公益的法人等への福岡県職員への派遣等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十三年五月二十七日

福岡県人事委員会委員長 常盤洋一

### 福岡県人事委員会規則第十七号

公益的法人等への福岡県職員への派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への福岡県職員への派遣等に関する規則(平成十三年福岡県人事委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一一般社団法人又は一般財団法人の項中

「公益財団法人水素エネルギー製品研究試験センター」を

「公益財団法人水素エネルギー製品研究試験センター」

公益財団法人福岡県人権啓発情報センター に改め、

公益財団法人福岡県水源の森基金

「財団法人福岡県人権啓発情報センター」及び「財団法人福岡県水源の森基金」を削る。

### 附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の公益的法人等への福岡県職員への派遣等に関する規則の規定は、平成二十三年五月二日から適用する。

定期発行日 毎週月水金曜日

〔発行〕 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3028)  
〔作成〕 〒819-0373 福岡市西区周船寺3丁目28番1号 正光印刷株式会社 (電話 092-806-5708)